



皆野町商工会では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けに、専門家による無料相談を実施します。補助金の申請方法から経営相談まで幅広くご相談いただけますのでお気軽にご活用ください。その他、秩父地域キャッシュレス決済促進事業や国庫の給付金の拡充内容を掲載しています。

① 専門家による無料相談窓口を開設します！

- 皆野町及び商工会では、埼玉県よろず支援拠点と協力して、経営の専門家による無料相談を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症に関連した給付金等の申請方法や、経営に関するお悩みを、専門家（中小企業診断士）に無料で相談できます。
- 詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

日 時 毎週木曜日の午前 9 時から午後 5 時
(1 回の相談時間の目安は約 60 分 必要に応じ何度も相談可能です)

実施期間 令和 2 年 10 月 22 日(木)～令和 3 年 3 月 25 日(木)

場 所 皆野町商工会館 2 階 青年部研修室

相談対応者 中小企業診断士 正村 義明氏

予約申込先 皆野町商工会 Tel62-1311

② 秩父地域キャッシュレス決済促進事業を実施します！

- 新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済を促進する為、PayPay によるキャンペーンを秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町）で実施します。
- 新規加入を検討されている事業者様に向けて、相談会を開催します。

新規加入店・既存の加盟店向け相談会を開催

日時 10月20日(火) 第1部：10時～ 第2部：17時～

場所 皆野町文化会館 3階会議室

みなのお業支援かわら版は、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。
表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2020/10/7

※キャンペーンに参加する為には、11月12日（木）までに、PayPay加盟店に加入する必要があります。この機会に、ご検討ください。

キャンペーン内容

内容 PayPay 残高のお支払いで、最大 20%分のポイントを付与
 期間 令和2年12月1日（火）～令和3年1月31日（日）
 対象 PayPay 加盟店（チェーン店など一部対象外店舗を除きます。）

③ 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（テナント向け） 給付

- 新型コロナウイルスの影響により、売上が一定程度減少した県内テナント事業者（中小企業・個人事業主等）が対象です。
- 国の家賃支援給付金の給付を受けている必要があります。

補助額 月額支払家賃の 1/15 の 6 ヶ月分
 上限額 20 万円（複数の賃借契約を結んでいる場合は 30 万円）
 注：賃貸借契約に基づく家賃が対象です。

主な交付要件

- 1 埼玉県内にある建物、土地等を事業目的で賃借し、事業活動を行っている。
（自らの事業に使用・収益するため、令和2年3月31日以前から賃借）
- 2 令和2年5月から12月までの売上が
 - ・いずれか1ヶ月で前年同月比50%以上減少
 - ・連続する3ヶ月の合計で前年同期費30%以上減少
- 3 国の家賃支援給付金の給付を受けている。
- 4 令和元年（平成31年）の月平均売上が15万円以上である。
（法人の場合は、全事業年度（平成31年4月から令和2年3月までの間に末日がある事業年度）

申請期限 令和3年2月15日（月）まで

申請方法 埼玉県ホームページをご覧ください。

[埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金](#)検索

④ 埼玉県テレワーク導入支援補助金

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、テレワーク環境を整備する県内企業、個人上業主等に補助金を支給するものです。
- 雇用保険適用事業所であれば、フリーランスも対象としています。

補助対象経費

テレワークの導入・運用費用等

例：クラウドサービス利用料、シンクライアント端末、VPN装置の購入費
WEB会議用機器（カメラ、マイク等）の購入
社内のパソコンを遠隔操作するためのソフトウェア購入費・利用料など

補助額 上限 20 万円（補助率 3 分の 2 以内）

受付 随時受付 ※予算枠に達し次第終了となります。

（補助対象となる事業実施期間は交付決定日から令和 3 年 1 月 31 日まで）

申請方法 埼玉県ホームページをご覧ください。[埼玉県テレワーク導入支援補助金](#)検索
テレワーク導入支援補助金ー埼玉県テレワークポータルサイトまで

問い合わせ 埼玉県産業労働部ウーマノミクス課 女性活躍担当

電話：048-830-3960

⑤ 持続化給付金の支援対象拡大

- 新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支えるため事業全般に広く使える給付金です。
- この度、新たに以下の事業者を支援対象に追加しました。

拡大した支援対象・給付額

①主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

- ・雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続の意思がある。
- ・今年の対象月の収入が去年の月平均収入と比べて 50%以上減少している
- ・2019 年以前から、被雇用者又は被被用者ではない

最大 100 万円の給付 $(式) \text{ 前年の収入} - (\text{対象月の収入} \times 12 \text{ ヶ月})$

※対象月：売上が▲50%以上の月

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります。

②2020 年 1 月～3 月の間に創業した事業者

- ・創業月～3 月の月平均収入と比べ、対象月の収入が 50%以上減少している

中小法人等 最大 200 万円の給付、個人事業者等 最大 100 万円の給付

みな企業支援かわら版は、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。

表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2020/10/7

(式) 今年 1 月～3 月の総売上÷今年 3 月までの創業後月数×6-対象月の売上×6

※対象月：売上が▲50%以上の月

申請期限 令和3年 1 月 15 日まで

申請方法 ホームページにアクセスして申請 [持続化給付金](#)検索

問い合わせ 持続化給付金相談窓口

電話：0120-279-292

受付時間：8:30～19:00（土曜日・祝日を除く日曜日～金曜日）

⑥ GoTo トラベル 地域共通クーポン取扱店舗の募集が開始されました。

- 旅行者に配布する地域共通クーポン（旅行代金の 15%相当額）の利用可能店舗として登録を行うものです。
- 土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関等を対象としています。

下記の事業者向けサイトから登録申請が可能です。

- GoTo トラベル事務局公式サイト <https://biz.goto.jata-net.or.jp>
（郵送申請の際の申請書類の様式もダウンロードできます。）

問い合わせ GoTo トラベル事務局

電話 (1) 0570-017345 電話 (2) 03-6747-3986

受付時間 10:00～19:00 年中無休

皆野町新型コロナウイルス感染防止対策奨励金申請を受付けています。

- 先月号にてお知らせしました、感染防止対策の奨励金の申請受付を行っております。申し込みは、9月末現在で 150 件です。
- アルコール消毒液の設置、マスクの着用など、感染防止対策を行いながら事業を行っている方が対象となりますので、是非お申し込みください。

■商工会の取り組み

- 皆野町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者からの相談を受け付けています。 電話：0494-62-1311

発行：皆野町役場 産業観光課 商工観光担当 電話：62-1462

みな企業の支援かわら版は、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。
表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2020/10/7